



沖縄市議会だより



Okinawa city assembly news 2015
平成 27 年 9 月定例会

第47号
平成27年11月18日



平成27年 9月 第378回 沖縄市議会定例会

月日	日程	内容
9/10 木	議案説明	議案の提案、説明
9/11 金	議案研究	議案の研究
9/14 月 9/15 火	議案審議	議案への質疑（委員会付託及び付託省略）、討論、採決
9/17 木	常任委員会	総務、教育福祉、市民経済建設委員会における付託案件の審査
9/18 金	特別委員会	基地に関する調査特別委員会

9/25 金	委員長報告 議案審議 一般質問	各委員会における審査報告及び採決。 議案の提案、説明 議案への質疑（委員会付託及び付託省略）討論、採決 市の行政事務についての質問
9/28 月 9/29 火 9/30 水 10/1 木	一般質問	市の行政事務についての質問
10/2 金	議案審議	議案への質疑（委員会付託及び付託省略）討論、採決

議会傍聴の御案内

沖縄市議会では、市民の皆様の生活に密着した重要な問題や課題が審議されています。本会議場で行われる議案審議や一般質問等については、傍聴が原則可能です。市政を身近に知るために議会を傍聴してみませんか。

沖縄市議会だより

今定例会の一般質問につきましては、紙面の都合上、主な内容を要約して掲載してあります。なお、詳しい内容は会議録を市立図書館、自治会事務所でごらんになるか、議会ホームページで会議録検索システムをごらんください。

一般質問



島袋 邦男 議員

経済行政について

沖縄市ハイビスカス商品券2015について、現在の販売状況と加盟店舗数、また本市への影響等についての見解を伺う。

○経済文化部長

沖縄商工会議所が主体となり、平成二十七年六月十五日に販売を開始した「沖縄市ハイビスカス商品券2015」は、販売額五千万の商品券を八万セット、総額四億円分を発行しました。プレミアム分を加えると五億二千万円分になりますが、好評につき、七月十六日に完売しています。

また、平成二十七年九月十一日現在の加入状況は、合計で六百三店舗。うちスーパー系は五社三十一店舗、コンビニエンスストアが十七店舗、飲食店は百四十四店舗が加入しています。

本市への影響について、九月二十四日現在の商品券の換金額で見た場合、上位

十店舗の中にブラザハウスを初めとする、市内に本社を置く企業が半数入っており、市内業者へ好影響を与えていると思っております。「イオンモール沖縄ライカムのオープン当初は売り上げが減少したが、ハイビスカス商品券事業等の影響もあり、顧客が戻ってきた」、「新規の顧客がふえている気がする」、「商品券をきっかけに欲しかった電化製品を購入した」などの声もいただいております。店舗の皆様から大変喜ばれている状況です。今後、本市としても、当該事業の効果について利用者アンケートなどを行い、分析していく予定です。



森山 政和 議員

学力向上と学校教育について

小・中学校別に教職員の状況について

- ① 年次有給休暇の取得状況。
- ② 平日における勤務時間外業務時間。
- ③ 休日における勤務時間外業務時間。
- ④ 勤務時間外で行った業務内容。
- ⑤ 臨時的任用・補充教職員の人数と割合。
- ⑥ 教職員評価システムと学校教育との相関関係。
- ⑦ 次年度開始予定の教職員勤務評価について教育委員会の見解を伺う。

○教育委員会指導部長

①平成二十六年年度の小学校本務教諭の年休取得状況は十二日、中学校教諭十二・二日となっています。

年間二十日間のうちの約半分ですが、小・中学校の教諭に関しては、学級担任あるいは担当する授業などを受け持っていますので、週の時間割の中で学習を進めていく必要があります。なかなか代用がきかない専門性があり、年休がとりづらいということもあります。また、部活動等を担当する教員のことなども考えると、容易に年休をとれる状況ではないことも推察されます。

②文科科学省の調査データによると、小学校教諭の平均の残業時間は、持ち帰りの業務を加え一時間五十九分、中学校教諭の平均は二時間十八分となっています。

③これも文科省の調査データに基づいてお答えします。まず、小学校教諭の休日の勤務時間についての調査はありません。中学校教諭の休日の勤務時間については、部活動顧問で土日に部活動を実施している教員については、平均五時間五十分との報告があります。

④勤務時間外で行った業務内容についての小・中別の調査結果は公表されていませんが、恐らく授業準備、あるいは事務的な業務、部活動等が大きな比重を占めていると考えています。また、同様な調査を一九九六年と二〇〇六年に実施しており、残業時間の平均は、およそ四・二五倍になっています。

⑤割合については、小学校約一八％、中学校約二四％です。

⑥教職員評価システムと学校教育との相関関係については、教員のベクトルをそろえることで学力向上を目指すことと、教職員の職能成長を図るために実施されています。今年度より運用の改善を

図るために簡易化もされており、評価の負担の軽減を目指しています。教育委員会としては、本システムの適切な運用により、学力が向上し、児童生徒一人一人によりよい学校環境が提供できると考えています。

⑦教職員勤務評価はまだ確定していませんが、新しいシステムは、教職員の業績を評価し、それを給与に反映することとなっています。試行の段階で、どの程度反映されるのか、また、県教育委員会の方針に未定の部分が多いため、市教育委員会としては明確な見解を述べることは大変難しい状況です。



稲嶺 隆之 議員

市税について

商品軽自動車とは何か。また、税額、課税方法も伺う。

○総務部長

商品軽自動車とは、商品であって使用しない軽自動車を言い、プレートが交付されており、道路を運行することができないもので、店頭に並んでいるものを想定しています。

本市におきましては、市税条例第八十一条において、プレートの交付のないものを商品であって使用しない軽自動車等として、課税を免除しています。

商品軽自動車の課税免除につきましては、平成十一年度以前は軽自動車税の課

税免除に関する国の通達により、「ナンバプレート」の表示のない軽自動車を想定し、商品であって使用されていない軽自動車に対しては、課税しないこととする」と、その扱いが示されていました。しかし、平成十二年以降は、地方分権推進のため、課税免除においては市町村の判断によるべきであるとされており、本市においては従前の取り扱いと同様の解釈により、市税条例第八十一条の規定を適用しています。また、県内十一市町においても同様の取り扱いとなっています。しかし、利用がない場合においては、県内他市町村におきましても要綱等の基準を整備していませんので、プレートの交付がされていない、利用がない場合においても申請により商品軽自動車として課税を免除されているところもあり、今後、課税免除による軽自動車税への影響も踏まえ、調査研究していきたいと考えています。



藤山 勇一 議員

ひとり親家庭支援について

- ①本市の児童扶養手当受給者の県内や全国との割合について伺う。
- ②レインボーハイツの今後の運営方法について伺う。
- ③ひとり親世帯への支援の強化や本市独自の支援について伺う。
- ④県の支援として、ひとり親家庭の認可外保育料の補助支援もあると伺ったが、内容は。

⑤本市で独自性を持って放課後の学童クラブへ通うひとり親世帯への経済的負担への支援なども検討してはどうか。

〇こどものまち推進部長

①平成二十七年四月末現在、人口に対しての児童扶養手当の受給者数割合は、全国が〇・八三％、沖縄県は一・六七％、本市は一・九六％となっており、本市は全国の受給者数割合より一・二三ポイント高く、県の受給者数割合より〇・二九ポイント高い状況です。

全国や県と比較して、本市ではひとり親世帯の割合が高いと言えます。

②今後の運営方法については、母子生活支援施設としての目的が達成できるような調査研究を進めてきましたが、指定管理で運営を行っている那覇市や浦添市の母子生活支援施設の運営手法を参考にしつつ、全国の先進事例もモデルにしながら、利用者である母子家庭の目線に立った柔軟な運営を目指し、民間の力を活用した指定管理者制度の導入に向け鋭意取り組んでいます。

③ひとり親家庭に対する支援については、高等職業訓練促進給付金事業において県補助対象外の三年目以降の修業期間の給付金についても市と県で負担し、支給しています。また、ひとり親家庭支援事業の一つ、自立支援プログラム策定事業では平成二十六年よりハローワークと連携し、支援の強化に努めているところです。さらに国庫補助事業として今年度よりスタートした「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」いわゆる保護者の学び直しの支援がありますが、現時点では県

でまだ補助事業として予算化されていないことから、今後、県の動向をしっかり注視しながら、当該事業の実施について本市のひとり親家庭のニーズを踏まえ、総合的に検討していきます。

〇平成二十七年十月より認可外保育施設

④平成二十七年十月より認可外保育施設を利用しているひとり親家庭の経済的負担を軽減することで、生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とし、ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業を実施します。補助金交付に当たっては、各認可外保育施設がひとり親家庭の保育料を全部または一部を減免した場合に当該施設に対して、ひとり親家庭の保育料減免相当額を補助する形となります。

⑤放課後児童クラブ、通称学童クラブについては利用料の高さが保護者の大きな負担となっていることは承知しています。あらゆる角度から支援に向けて今後、検討を重ねていきたいと考えています。



諸見里 宏美 議員

平成二十六年七月四日付総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」への対応について

第三七二回定例会一般質問で取り上げた事項について、「市として対応が求められる事項として、嘱託職員の時間外勤務に対する報酬支給、通勤費用相当分の費用弁償等があり、現行の臨時・嘱託職員の任用等に係る取り扱いを再度検証した上で、関係部署と調整を図りながら、

早い段階で必要な対応を図っていく」と答弁されているが、その後の対応について伺う。

〇総務部長

嘱託職員の時間外勤務に対する報酬支給、それから通勤費用相当分の費用弁償等を含め、その他の臨時・嘱託職員の処遇につきましても改善をしなければならぬと認識をしているところであり、その中で昨年九月以降、臨時・嘱託職員の処遇改善の対応として、平成二十七年年度から嘱託職員の育児休業制度、部分休業制度、産休制度を導入し、臨時職員についても産休制度を導入したところです。また平成二十八年年度から臨時職員の賃金見直しに向けて現在、調整を行っています。



前宮 美津子 議員

市民要求について

①国税庁西側線ワイスガーデン宮里ヒルズビル前の交差点は視界が悪い上に道路の高低差もあり、横断歩道がなく、信号機もない。特に高齢者や幼児を連れたお母さんなどは、横断するのに時間がかかり、安心して横断できない。市当局も危険な状況を認識しているというお話であり、市民からも大分前から要望が出されている。今後の信号機設置の見直しについて伺う。

②国税庁西側線ユニオン前の横断歩道の設置について、宮里四丁目の子育て世代

の多い地域である。多くの皆さんが通勤や通学、スーパーでの買い物などに利用している生活に溶け込んだ道路だが、地域住民の安全確保のための横断歩道がない。設置が急がれると思うがどうか。

③国税庁西側線から古謝大橋間の交通安全対策強化について。古謝大橋ができ、東部地域への交通が便利になったが、歩行者やドライバーの方はこの道路を危険だと感じている。市民が毎日頻繁に使う道路の安全確保、整備こそ最優先に取り組むべきだと思うが、この道路における交通安全に関する位置づけについて、当局の見解を伺う。

④照屋十字路近く、わしみ橋停留所付近の防犯灯設置の進捗状況を伺う。

○建設部長

①市道国税庁西側線と市道宮里古謝線が交差する箇所への信号設置に向けましては、平成二十六年年度の通学路合同点検の際に、既存の区画線標示の変更が必要との指摘を受けております。

平成二十六年十二月より区画線修正設計業務を実施し、平成二十七年二月から沖縄警察署及び沖縄県警との協議を行っています。沖縄警察署からの指摘箇所を修正を終え、九月一日、函面の提出を行っております。

○市民部長

②御指摘の市道国税庁西側線と具志川環状線の交差点から古謝大橋向けの最初の交差点については、地域からの要請を受け、平成二十四年三月、沖縄警察署へ横断歩道の設置を要請していますが、いま

だ設置されていません。地域、警察、学校等の関係機関において、年一回、通学路合同点検を実施していますが、今年度も横断歩道を設置できないかという意見がありました。今後、市道国税庁西側線の開通に伴う交通量の変化など、現地調査等に基づき、再度横断歩道設置の要請を行います。

○建設部長

③市道国税庁西側線の全線開通に伴い、既存道路が取りつく箇所において道路反射鏡を設置するとともに、合流注意や車両速度の減速を促す看板を設置するなど、交通安全に関する注意喚起に努めているところでです。

○市民部長

④わしみ橋停留所付近への防犯灯設置につきましては、今年度の防犯灯設置事業で新規に設置予定です。今後、自治会長と調整を行い、早急な安全確保を図りたいと考えています。

スケジュールとして九月ごろまでは新設改修対象保安灯の確認、十月から十一月にかけて設計及び関係機関と調整、年内に契約、年明けから年度末にかけて設置工事を実施したいと考えています。



金城 由美 議員

学校グラウンドのスプリングラーについて

①八月初旬の台風の影響で沖縄東中学校

のグラウンドから土ぼこりの被害を受けた近隣のビニールハウスの現在の状況を伺う。

②過去にもこのような被害を受け、経営にも影響するほどの状況だったとのことだが、今回はどうか。被害額についても伺う。

③対策としてスプリングラーを設置しているにもかかわらず、なぜこのような事態になったのか。

④今後の対策は。

○経済文化部長

①ビニールハウスを所有する農家の方が早急にビニールハウスとハウス内の栽培樹木の洗浄を行ったこともあり、大きな影響はなかったと聞いています。

②付着した赤土の洗浄作業につきましては、通常の台風経過後の洗浄作業と比べ長い時間を要し、水の使用量も多くなったと聞いています。

○教育委員会教育部長

③沖縄東中学校において、近隣農家へ土ぼこりの飛散による被害を及ぼしているという報告を受け、平成十四年度に散水用スプリングラーを整備し、グラウンドからの土ぼこり飛散防止対策を図ったところですが、今年七月下旬、学校側より当該スプリングラーがうまく作動しない旨の報告を受け、早速修繕のための対応に努めたところ、故障の原因となっており、部品が本土メーカーからの取り寄せが必要ということがわかり、応急処置を施したものの、うまく作動させることができず、部品調達までの時間を要してし

まいりました。そのような中、八月七日に先島方面を通過した台風十三号の強風の影響により、近隣ビニールハウスへの土ぼこりの飛散が発生したものです。

④スプリングラーは修繕済みで、さらにスプリングラー以外にも今回、手で散水できるよう、グラウンド四カ所に散水ホースも設置しました。今後は学校現場にも御理解いただきながら、グラウンドの状態なども見ながら、できる限り小さな散水ができるようにしていきたいと考えています。また、教育委員会としては、これまで以上に学校現場との連携を密にし、ふぐあいが見つかれば速やかに対応し、適切かつ迅速な維持管理に努めていきたいと考えています。加えて、他市の事例なども参考に、より効果的な方法についても調査研究させていただきます。



高橋 真 議員

障がい福祉行政について

①沖縄型神経原性筋萎縮症について。この難病の原因・内容、どのような経過をたどるのか伺う。

②患者会と本市のかかり合いについて伺う。

③広報おきなわを活用し、潜在的に存在する患者の皆様へ広く呼びかけ、いわゆる家族会である、患者会等と連携をとるようにはどうかと提言するが、市長の見解を伺う。

○健康福祉部長

①沖繩型神経原性筋萎縮症は、一九八五年に沖繩本島に見られる感覚障害を伴う特異な神経原性筋萎縮症として、旧厚生省に報告されています。長年にわたり原因が特定できないため、治療法の確立ができない状況でしたが、近年になり病気の原因が遺伝子水準まで解明されたと言われており、遺伝性の病気で原因遺伝子が特定されたと報道されています。症状としては、三十歳から四十歳代に手足の痙攣が始まり、四十五歳から五十歳にかけて四肢近位筋の筋萎縮が始まり、五十歳代からは歩行が困難になると言われています。

②患者会、患者及び患者会、希（のぞみ）の会と本市の関係について。希の会の我如古会長を中心とした演奏活動を行っているケントミファミリーに本市障がい者週間等のイベントでランチタイムコンサート等を開催していただいています。また難病の周知を目的として、去る七月六日に沖繩市役所ロビーにおいてもケントミファミリー・ランチタイムコンサートを開催していただきました。その際に、障害についての理解促進と交流の場として多くの市民及び市長を初め職員、また議会開会中ということもありまして、議員の皆様にもお越しをいただいたところです。

○市長

③沖繩型神経原性筋萎縮症については、希の会の皆様や金城県議、高橋議員の御尽力もあり、多くの嘆願書とともに厚生労働省へ指定要請を行うなどの取り組みや、患者に新しい薬剤を投与できる治験が近く

始められると報道あるいは議員の皆様からお聞きし、患者及び御家族の皆様にご希望の光が見えたことを本当にうれしく思っています。御提言にありましたように広報おきなわを活用しての周知については、昨年度策定した第四次障がい者プランでも掲げています。難病患者等に対する情報提供の充実に当たることであり、国での難病認定の状況や医療機関で行われております治療実施計画の進捗状況を確認し、潜在的に存在する患者の皆様へ必要な情報や希の会の連絡先などの情報周知に取り組んでいこうと考えています。



与那嶺 克枝 議員

教育行政について

- ①小・中学校の適正規模・適正配置について、教育委員会の考えを伺う。
- ②本市には小学校十六校、中学校八校あるが、その学校規模の状況を伺う。また、過大規模校の学校名も伺う。
- ③小規模校と大規模校のメリット、デメリットを伺う。
- ④小規模校への校区外からの編入について、教育委員会の考えを伺う。

○教育委員会教育部長

①学校教育においては児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、お互いに切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要です。そのため小・中

校では、一定の集団規模が確保されていることが望まれます。また国は学校教育法を初めとする法令により、学級数の標準や通学距離の条件を示すとともに、各種通達による規模の適正化や適正配置の推進を進めております。

そこで本市教育委員会におきましては、平成二十五年三月に沖繩市学校規模適正化基本計画基本方針を定め、市内小中学校における規模の現状と課題、適正化に関する基本的な考え方や今後の取り組み方針を示したところです。去る一月、国は公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きを通達し、学校規模の適正化に向けた基本的な考え方や課題、配慮すべき観点、課題への対応策などについて示してきました。そのため本市教育委員会としましては、基本方針をもとに国の手引きや他自治体の事例なども参考にしながら、本市の実情に合った学校の適正規模に関する調査研究を進めていく考えです。

②小学校と中学校の適正規模の考え方については、若干考え方が異なりますが、小学校では三十一学級以上、中学校では二十五学級以上を過大規模と捉えていますので、その数値でお答えします。市内十六小学校、八中学校における平成二十七年年度の学校規模の状況としましては、適正規模校が小学校で十校、中学校で二校。小規模校が小学校一校、中学校一校。大規模校が小学校三校、中学校三校です。過大規模校は小・中学校ともに美東、宮里の二校です。

③メリット、デメリットは大きめに、小規模校では児童生徒一人一人に目が届き

やすく、きめ細やかな指導ができるというメリットがある反面、さまざまな集団の編成や多様な学習活動の展開が困難になるといったデメリットがあります。大規模校は、多くの教師や友達にめぐり会え、人間関係が豊かになることや、活気のある学校経営が行えるなどのメリットがある一方、少人数指導を行う教室の確保、あるいは体育館や校庭などの施設面に余裕がなくなり、教育活動に制約が生じる場合などが考えられます。

④文部科学省から示されている公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きにおきましては、校区を設定せず、児童生徒や保護者の自由な選択に基づく学校選択制の導入についても記載されています。その一方で学校は地域のコミュニティの核となる観点についても触れており、児童生徒の健やかな成長のためには、地域と学校の密接な連携も同時に求めているところです。そのため、本市の地域性も勘案し、他市の状況なども調査しながら、本市における学校選択制の導入のメリットやデメリットをしっかりと検証して進める必要があると考えています。その上で子供たち、地域にとつて、よりよい学校のあり方について調査研究に取り組んでいきたいと考えています。



島田 茂 議員

基地行政について

①基地の整理縮小について、市長の見解

を伺つ。

②移設に関する「嘉手納より南の統合計画」では、辺野古の移設だけではなく、本市も牧港補給地区やキャンブ瑞慶覧から嘉手納弾薬庫内・知花地区への移設が予定されています。市長は、今後どのように進めていこうとしているのか。

○市長

①基地の整理縮小については、平成二十五年四月に嘉手納より南の統合計画において段階的な整理統合案が示されました。県内の既に返還された跡利用を見ますと、その経済効果は計り知れないものがあるのは周知の事実です。

返還された地域の直接の経済効果として、北谷町の桑江、北前地区で返還前の百八倍、那覇新都心地区で三十二倍に達しています。我が市もロウワープラザ地区の返還が予定されていますが、現在、駐留軍用地跡地利用推進協議会を通して早期返還を国に求めているところです。私は基地における返還後の経済の発展、商業地域の発展、地域の発展を見るときに、沖縄県全体の振興発展の観点から、基地の整理縮小は進めるべきであり、基地問題解決の最重要課題であり、必要なものであると考えています。

②「軍転協の総会において」の記事により、「米軍嘉手納飛行場より南の施設、区域の返還について、沖縄の振興発展につながることから、着実に進めていく必要があるが、一方で、移設受け入れの市町村もあることから、地元の意向を踏まえ、政府に十分な配慮を求める努力が必

要である」との認識が知事から示されています。私は沖縄県全体の振興発展の観点から、今般示されている嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移転について、必要性は理解できるが、本市の基地から派生する諸課題について今後、国や米側がどのように対処していくのかを注視していきたいと考えています。



千葉 綾子 議員

平和行政について

①集団的自衛権の行使を可能にする戦争法（安保関連法）に、国民の多くが反対の声を上げている。日本が再び戦争をする国になるのではないかと、特に悲惨な地上戦を経験した沖縄県民は、戦争につながる一切のものを許さないという強い思いがあると考える。市長は、今年七月の沖縄タイムスの「県内四十一市町村長アンケート」で、唯一、戦争法（安保関連法）に賛成したが、その理由は、

②政府が多くの民意を無視して、辺野古への新基地建設を強行しているが、新たに建設される基地は米軍と自衛隊が一体となった戦争への出撃拠点になることは明らかである。憲法九条を踏みにじる戦争法（安保関連法）で、文字どおり日本を戦争する国にし、この沖縄を軍事拠点にしようとしているのではないか。沖縄県民が将来にわたって米軍による事件、事故におびえ、基地

の被害に苦しみながら生きていくことが、果たして本当の平和と言えるのか。沖縄県民の願いは、基地のない平和な沖縄「命どう宝」の精神で、平和産業、観光産業の充実した島の姿ではないか。自衛隊が米軍の引き起こす戦争に巻き込まれ、沖縄の米軍基地が攻撃の対象になるようなことになれば、沖縄への観光客は間違いなく激減し、沖縄の経済そのものが成り立たなくなる。沖縄が観光産業やさまざまなサービス業で潤い、平和の島として子や孫たちに残していくためには、平和を脅かす米軍基地はなくす方向で、沖縄の未来を考える必要があるのではないか。二十一世紀は平和外交の時代だと言われている。紛争を武力で解決しないことが世界の外交の流れであり、日本が国際社会で生きる道であると思う。沖縄の米軍基地をなくし、憲法九条が生きる外交こそが、日本のとるべき本当の安全保障だと思つが、市長の見解を伺つ。

①戦争法だとは思っていません。厳しい国際情勢の中で、抑止力の観点から日米同盟を強化し、地域や国際社会の安全保障により積極的な役割を果たすべきとの理由から、平和安全法制に対し賛成しています。しかし、丁寧な説明で国民の理解を得る努力を政府はすべきであろうとも考えています。

②いかなる紛争も、武力や威嚇でなく、国際法に基づいて平和的に解決すべきであることは当然です。外交を通じて平和を守るという、積極的な平和外交の展開

○市長

①松本池武当地域の公園整備につきましては、平成十九年度より取り組んできましたが、平成二十三年度の一部土地所有者の御理解がいただけず、松本池武当地域での公園整備が滞っている状況です。

は、恒久平和を願う観点から非常に重要なことだと考えます。また沖縄において、過度に集中する基地負担の軽減を図るため、日米両政府間で合意された整理統合計画による基地の整理縮小は、着実に実施されるべきものだと考えます。



糸数 昌弘 議員

公園建設について

①以前、池武当地域には公園の建設計画があつたが、その後どうなつたか。
②その後の進捗状況はどうなっているか。
③新たな用地の選定を地域と自治会にお願いしているとのことだが、用地が見つかった場合も含め、今後の予定を伺う。

○建設部長

①松本池武当地域の公園整備につきましては、平成十九年度より取り組んできましたが、平成二十三年度の一部土地所有者の御理解がいただけず、松本池武当地域での公園整備が滞っている状況です。

②当初の公園予定地での整備が厳しい状況となったことから、平成二十六年に自治会と再度調整を行っています。公園については、地域の方々から親しまれ、多くの方々が利用しやすい場所における整備が望まれることから、地域の御理解と御協力が大変重要となります。自治会に對しましては、新たな公園用地として御提供いただける土地所有者との調整も

含め、市とともに取り組みをお願いしているところだ。

③ 沖縄市都市公園整備方針に基づき、公園の少ない地域から整備を進めていくことを基本に、公園用地が確定した地域から順次取り組んでいきたいと考えています。松本池武当地域につきましては、公園整備を要する地域と考えていますが、公園用地の確保については、地域の方々の御理解と御協力が大変重要であり、自治会と協力し、早期の整備が行えるよう努めていきます。



新垣 萬徳 議員

安慶田地区土地区画整理事業について

- ① 八月十一日、換地計画案と第一工区の仮換地指定が土地区画整理事業審議会で答申され、第一工区の仮換地指定がなされたが、同工区における除却対象物件への補償交渉と使用収益開始時期の具体的な展望、その根拠を伺う。
- ② 現在交渉中があと四件とのことだが、何がネックになっているのか。
- ③ 同事業は第一工区から第十工区まであり、住民からもっとスピードアップすべきだと要望があるが、具体的な方策と予算的な配慮があるのか伺う。
- ④ 同事業を有効に活用するためには、国道三三〇号拡幅事業が必要であるが、進捗状況を伺う。
- ⑤ 安慶田市道二二三号線は道幅も狭く、勾配が急で見通しも悪く、安全な生活道路

路、通学路として使用するためには、道路の拡幅整備を地域住民は強く望んでおり、地主も土地を無償で提供して欲しいと言っている。一メートルぐらい拡幅すべきだと考えるが、当局の考えを伺う。

○建設部長

① 安慶田地区土地区画整理事業の第一工区は、平成二十七年八月十一日の安慶田地区土地区画整理事業審議会において、地区全体の換地設計及び第一工区の仮換地指定について了承を得たことから、九月十日に地権者への仮換地指定通知を郵送しているところです。第一工区内には補償対象物件が十八件ありましたが、十四件は契約または契約ができる見通しであり、残り四件は現在交渉中です。使用収益開始については、各画地の整備が整い次第、順次行っていく予定です。平成二十九年ごろの土地利用開始に向けて努めていきます。

② 交渉難航の主な原因としては、権利者の死亡による相続、保証対象物件の住民の転居先の確保などに時間を要することが挙げられます。第一工区内の補償対象物件の残り四件については、既に権利者に対して移転補償であることを伝えたくうえで物件調査しています。今後、具体的な交渉に入っていく予定です。

③ 当該事業は平成二十二年二月二日の事業認可後、移転計画において、区域を十工区に分け事業を進めてきました。現在、第一工区の仮換地指定を行ったばかりですが、次年度以降の工事着手に向けた準備も進め、同時に第二工区の補償物件についても交渉を進めていく予定です。

また予算につきましては、交付金など国県に対して要望を行っていきたくと考えています。

④ 胡屋十字路からコザ十字路間の国道三三〇号の拡幅につきましては、平成二十二年度に沿線の生活環境の改善に向けて、コザ地区、安慶田・水辺公園地区、住吉・室川地区、胡屋地区の四つのエリアに分け、各交差点の改良を先行し、順次拡幅する計画を作成しています。現在はコザ地区に引き続き、胡屋地区にありますがパークアベニュー入り口の胡屋北交差点改良に伴う国道三三〇号の拡幅に取り組んでおり、国は平成二十八年度の事業化に向けて、今年度中の都市計画決定を目指していると考えています。

⑤ 現場を確認したところ、道路と隣接地との高低差があり、道路整備を実施するに当たり、宅地擁壁の復旧や建物そのものへの影響等が懸念されます。また土地区画整理事業の進捗に伴い、交通の流れが変わることも予想されることから、今後、事業の進捗に応じて費用対効果など、道路整備の必要性を検討していきたくと考えています。



屋富祖 功 議員

沖縄市青年団協議会の活動について

市のほとんどの事業に市青協がボランティアとして参加しているが、そういう活動を知らない方も多いと思う。「エイサーのまち沖縄市」にふさわし

く、県内の他の地域との差別化を図り、特化した意味で沖縄市青年団協議会及び青年会に対して、沖縄市から会員に光が当たるような仕組みを設けてはどうか。

○教育委員会教育部長

沖縄市青年団協議会及び各青年会の皆様には、日ごろの活動に加えて本市、並びに教育委員会の事業に御協力を賜り、その幅広い活動は本市のまちづくりを推進していくうえで大きな力となっており、高く評価しているところです。

青年たちがほこりを持つて青年会活動に取り組むための支援のあり方、そして御指摘の活動に対する評価の仕方などにつきましては、今年度予定をしている有識者会議の場を通して調査研究させていただきたいと思っております。



栄野比 和光 議員

福祉行政、ひとり親、生活保護世帯児童生徒について

子どもの貧困対策を総合的に推進する県独自の計画が来年度から五年計画で始まるとのことである。昨年一月に施行された子どもの貧困対策推進法に基づく行動計画で、支援を必要とする子供が確実に支援につながる仕組みを構築することのこと。本市において、子どもの貧困を解消するための経済支援、生活支援、学習支援等の制度があるとのことだが、学力向上が叫ばれる中、学校に行きたくても行けない、いじめでもな

く、ひきこもりでもない子供もいる。そこ

①市内の子どもの貧困による不登校の実態を伺う。

②学校、行政はどのような支援を行っているか。

③学校、行政、民生委員のかわりはどうなっているか。

○教育委員会指導部長

①平成二十六年年度の不登校児童生徒数、小学校が八十一人、中学校二百二十一人、計三百二人です。不登校理由の検証までは至っていませんが、生活保護を受けている世帯で不登校あるいは登校渋りの児童生徒が十九人、内訳は小学生が七人、中学生が十二人。その中には、下の子の面倒を見るために学校を休みがちな児童生徒もいます。また、家庭訪問を行っても保護者が不在で、なかなか児童生徒にも会えず、登校を促すことができない家庭もあります。また、保護者が夜遅くまで帰宅せずに子供たちが昼夜逆転で不登校に陥っている児童生徒もいます。

②学校では不登校児童生徒の家庭が、経済的支援が必要と判断した場合、就学援助の制度があることを保護者に伝え、申請の手続を進めています。経済的理由が不登校の原因である場合、関係機関と連携し、家庭支援、登校支援、学習支援等の支援体制を構築し、児童生徒や家庭にかかわっていきます。学習のつまづきが見られる児童生徒には学習支援員の配置や学力に合わせた予習指導などの支援、情緒的不安定の児童生徒には教育相談室などで、特にかかわりを意識的に設定す

ることで、徐々に教室復帰を目指して支援しています。

保護者の経済状況で欠席しがちな児童生徒が学校で居場所を見つけ、安心して登校できる環境をつくり出すことが不登校の原因につながると考えています。しっかりと学校が児童生徒を把握して対応を協議し、教育委員会もそこにかかわっていくことで対応していきたいと考えています。

また、教育委員会としては、そういう子供たちがいる場合には不登校対策会議を持ち、教育研究所、教育センター、あるいは保護課、こども相談・健康課などと、児童生徒の生活環境改善を含めた登校支援につなげていくように学校の支援を行っています。

さらに年三回、不登校対策ヒアリングを持ち、学校の状況、課題も把握し、不登校の原因によって関係する機関につなげて学校あるいは児童生徒への支援に努めています。

③本市では生徒指導連絡協議会が中学校単位に年四回実施されています。その協議会において、学校、行政、民生委員の連携を図り、地域の児童生徒の状況や家庭環境の把握に努めています。学校によつては、この連携がうまくとれていないところもあるようですが、地域を知る民生委員の力は学校にとつて大変心強いものです。民生委員と学校が日々の活動から連携することで、不登校児童の対応についても充実した支援体制づくりができるかと考えています。

学校での支援会議等にも民生委員にも参加してもらうことで連携も深まり、体制がより強化されている学校もあります

ので、うまくいっている学校の状況をほかの学校にも周知していきます。



新里 治利 議員

道路行政について

県道七五号線から美里のA&W側へ右折する際、矢印信号がないため、周辺路線の渋滞が恒常化している。加えて待ち切れない右折車が赤信号を無視して突っ込んで行くなど、危険な箇所になっていると市民から相談があった。

この路線は、宮里中付近の住人が、毎日の生活の中で必ず通る路線である。また、この路線の問題は、本員だけでなく以前にも一般質問等で出ている。市内には、ほかにも同様の問題があると思うが、当局の見解を伺う。

○市民部長

当該交差点は、御指摘のとおり帰宅ラッシュ時になると、県道七五号線からA&W側へ右折矢印がなく、右折車が信号無視をして危険な箇所であることは把握しています。そのため、右折標示の信号機の設置について自治会や近隣の学校と連携し、市に要請書を提出していただく調整を現在行っているところです。

なお、以前、当該交差点に右折矢印のついた信号機、または時差式信号機の設置ができないか沖縄警察署にお伺いしたところ、右折専用レーンのない交差点については、右折車両の前に直進車両が赤信号で停

止していると、右折の標示が点灯しているときに対向車線に進入して右折しようとする車両があり、危険であるということ、右折信号機及び時差式信号機は廃止していく方向であるとの返答でした。

しかし、交差点が混雑する時間帯は御指摘のような危険性があることから、今後も関係機関へ危険性除去の対策を要請していきたいと考えています。



阿多利 修 議員

JICAの大洋州諸国研修事業について

①事業の経緯と経過。
②本市から職員をサモアに派遣したということだが、職員の派遣状況は。
③沖縄市管工事組合からの技術者派遣の状況は。

④この事業、今後はどのようなことか。

⑤今年も水道局職員が二人派遣され、管工事組合からの派遣もあるようだが、費用はどちらが持つのか。

○水道部長

①JICA大洋州諸国研修事業は、平成二十二年度にスタートし、今年で六年目となりました。今年度も沖縄市水道局は、七月十五日から十七日の三日間、フィジーやバブアニューギニア、ソロモン、サモア国など九カ国、十二人、六年間で延べ七十人の研修員を受け入れ、技術研修を行ってきました。

また、沖縄市水道局は、沖縄市管工事協同組合とともに本事業での実績、沖縄市の漏水防止対策、配水ブロック構築等、高い有収率や技術力が評価され、JICA及びサモア国から沖縄連携によるサモア水道公社維持管理強化プロジェクトへの参加要請を受けました。当プロジェクトは、平成二十六年から平成三十年までの五年間行われ、サモア国首都アピア住民に安全な水が安定的に供給されること、サモア水道公社の水道事業能力強化を目標に、県企業局を含む県内四事業体と民間一団体が参加しています。目標を達成するために、参加事業体は毎年一カ月間、短期専門家として厚生労働省の推薦を受け、職員を派遣することとなっています。また、サモア国からはカウンターパート研修としてサモア水道公社職員が沖縄県に派遣され、水道事業を視察し、技術を学んでいます。

②沖縄連携によるサモア水道公社維持管理協力強化プロジェクトの短期専門家として平成二十六年十一月十七日から十二月十九日までの約一カ月間、大洋州サモア国へ職員を派遣しました。当プロジェクトの沖縄市水道局の担当は、サモア国首都アピアでの配水ブロック化、流量水量管理、配水管理計画の作成支援、漏水防止に係る啓発プログラムの実施支援です。

派遣業務内容としては、アピア地域の八配水ブロック内、三十八カ所の水圧調整計画及び水圧調査の実施、水圧分布図の作成支援、適正配水管理の提案、またサモア水道公社職員に対して配水ブロック化に関する講義、提言、無収率に関する理解度テストなどを行っています。

本市職員は、当プロジェクトにおいて県内事業体では初めての短期専門家派遣であったことから、県内、JICA、厚生労働省などからも注目されていました。約一カ月間という短い期間でしたが、現地でも高い評価を得ており、最初の短期専門家派遣者としてプロジェクトをいい形でスタートできたものと考えています。

③沖縄市管工事協同組合は、平成二十六年十一月の沖縄市、平成二十七年一月の県企業局に次ぎ、県内短期専門家三例目として平成二十七年五月三十日から六月三十日までの一カ月間派遣されています。

沖縄市管工事協同組合の役割としまして、サモア国の無収率削減を図るための管路施工、漏水修理の技術能力強化であり、沖縄市水道局と同様に今後、プロジェクトの期間、短期専門家派遣やサモア水道公社研修受け入れが予定されています。

④今後の予定として、二年目となる沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力プロジェクトは、今年度九月に那覇市が水道図面管理、十月に南部水道企業団が漏水探査能力強化の派遣を行い、本市水道局は十一月に二回目の派遣を行う予定となっています。

⑤派遣費用についてはJICAの負担です。



桑江 直哉 議員

沖縄市サッカー場の全面調査について

①去る七月十日の台風九号の大雨で、駐

車場掘削部分にたまった水を汚染分析調査もせずに川に放流した経緯について説明を求めらる。

②サッカー場のくぼ地は、たまり水から高濃度ダイオキシンが検出された。掘削部の管理、養生の処置は予防を原則として慎重に考えるべきではなかったか。

台風によるブルーシートのはがれ、土壌がむき出しになることは、予想可能な事態であり、また、濁水を何の処置もせず、人が触れる可能性のある水路に排水することはずさんな処理である。また、週末の危機管理体制も不十分であったにもかかわらず、ブルーシートがはがれたらパイプのくみ出しを中止することを想定していたことも現実的な対応ではない。

県、市はどのような見地で沖縄防衛局の処置が妥当であると判断したのか。③駐車場掘削部にたまった水の調査内容、結果について。

④今後このようなダイオキシン類特別措置法施行規則にあるppg-teq／lの許容限度で排出を行うのか、それとも日本の環境水、公共用水域の基準にあるppg-teq／lとするのかについて本市の考えを伺う。

⑤排水した汚水、環境汚染された可能性のある水の総量はどれくらいか。どういった汚染が下流に流れたか。

⑥今後の対応策、また排水に関する基準・タイミングについて伺う。

⑦調査結果の発表と排水が同日に行われている。しっかりと市民や議会にも伝え、三者協議での内容も明らかにしたうえで

で排水に関してはタイミングを図ってもらいたいが可能か。

⑧作業員の安全対策は十分に取られているか。

⑨四月八日から十一日までに出土ドラム八本の調査結果報告について伺う。また、それ以外の調査結果報告があればあわせて伺う。

⑩各種汚染に適した処理施設へ搬入、処分するとし、処理については、「処分方法、処分時期、処理施設について沖縄市等と協議が整い次第実施する」としているが、現在の協議の状況について。

⑪今後の磁気探査及び調査のスケジュールについて伺う。

企画部長

①沖縄防衛局によると、七月九日の夜から十日にかけて台風九号が沖縄本島に接近した際、九日の夕方にブルーシートのめくれがないことを確認したうえで、掘削部にたまった雨水を排水していましたが、十日午後、防衛局職員が現地確認を行った際、掘削部を覆うブルーシートがはがれていることが判明したことから、午後三時ごろ排水ポンプを停止し、排水を中断したとのことでした。

②議員の御意見等をお伺いし、ブルーシートがはがれないような対策について防衛局に要請し、対策をとってもらいました。

市民部長

③この調査は、本年七月九日から十日にかけて接近した台風九号の影響により、

沖縄市サッカー場西側駐車場の掘削部にたまった雨水を排出するに当たり、安全を確認する必要があるため、有害物質の有無を確認することを目的として七月十六日に沖縄防衛局が実施しています。

分析項目としては、排水基準を定める省令の別表第一に示された有害物質、別表第二に示された水素イオン濃度のほか、浮遊物質量、濁度、そしてダイオキシン類対策特別措置法施行規則に基づいてダイオキシン類の水質分析のサンプリング試験を行っています。

これらの検査の結果、全ての分析項目において排水基準内であることが判明したため、防衛局が八月四日付で公表するとともに排水に至ったということです。

④沖縄防衛局によりますと、環境基準は行政上の努力目標であり、個々の工場、事業所の排水に適用される基準ではなく、環境法令においては、公害を防止するため環境基準を設定し、規制内容を確定し、公害の発生施設を特定し、そこから排出される汚染物等の許容限度の排出基準を定め、その遵守を強制する方法がとられていることから排水を環境基準により評価することは適当でなく、排水基準により評価している旨の説明がありました。

⑤排水雨水の総量及び水質については確認できていませんが、七月十日に排水ポンプを停止してから一時的に貯水槽にため置きし、七月十六日に実施された水質調査の結果が判明してから、八月四日に排出された汚水の総量は、二万五千リットルとの報告がありました。

また、排水による汚染については、七月十六日に実施された水質調査において、

排出基準を定める省令に示された全ての項目において、排出基準を満たしているため、周辺環境への影響はないとの報告をあわせて受けています。

⑥サッカー場からの河川排水や地下水への影響については、七月十六日に沖縄防衛局が実施した掘削部における雨水の水質調査結果が排水基準を満たしていることや、沖縄県が実施している周辺井戸の地下水調査においても基準値の超過はなかったことから、当該汚染の周辺環境への影響はないものとの報告を防衛局から受けています。

今後の排水に関する基準及びタイミングにつきましては、沖縄県赤土等流出防止条例においては浮遊物質量二百mg/L以下であれば排出できることとなっていますが、より安全な観点から百五十mg/L以下であることを確認した上で排水し、排水溝で一時間ごとに浮遊物質量を確認し、百五十mg/Lを上回った場合は、直ちに排水作業を停止するとの申し合わせを三者会議の中で行っています。

⑦今後の排水については、三者会議に諮り、なるべく議会に事前に報告できるように調整したいと思えます。

○企画部長

⑧沖縄防衛局によりますと、作業員の安全対策については、発注者である防衛局と請負業者間の特記仕様書等で作業員の安全確保のため、防護服、防護マスク、手袋等を準備すると記載されており、作業時の安全対策については一義的には請負業者が行うこととなっているとのことでした。

しかし、作業員の安全対策については最優先にやっていく必要があることから、防衛局としても不測の事態が起きないよう、業者に指導を行っているとの報告がありました。

⑨沖縄防衛局によりますと、四月八日から十一日までに発見された八本のドラム缶については、現在、分析を実施しており、分析結果が判明後、考察を行い、有識者の意見を聴取したうえで公表を行っていくと聞いています。

また、掘削部にたまった雨水の分析の公表と合わせて、駐車場側における経層磁気探査時に発見された廃棄物まじり土の分析結果の公表もありました。詳細については、沖縄防衛局のホームページにて御確認いただければと思いますが、概要につきましては廃棄物まじり土の分析結果につきましては、いずれも全ての分析項目において判定基準内であったことから、処分するまでの間、現在、別々に仮置きされているドラム缶上部及びドラム缶下部の廃棄物まじり土を統合した上で、遮水シートにより全面を養生し、適切に管理しつつ、今後、普通産業廃棄物としてできる限り早期に処分するという報告がありました。

○市民部長

⑩サッカー場内から掘削された廃棄物まじり土につきましては、県外処理施設への搬送処分を検討しており、今後の具体的な処分時期、施設等につきましては、現在のところ未定です。

防衛局からは、前倒し予算のスケジュールについて具体的に決まってい

ないが、できる限り早期に予算措置が図られるよう努力したいとの回答をいただいています。

また、八月十六日に中谷 元防衛大臣がサッカー場を視察した際、市長から直接、本件に係る早期解決に向けた予算措置等について強く申し入れを行っていました。

本市としましては、引き続き国・県と連携しながら沖縄市サッカー場の早期原状回復に向けて鋭意取り組んでいきたいと考えています。

○企画部長

⑪沖縄防衛局によりますと、今年度につきましてはドラム缶八十三本の底面土壌の処理工事及び周辺の経層磁気探査の実施を予定しており、九月十七日に当該工事の請負業者と契約を締結したとのことです。工期については、平成二十七年九月十八日から平成二十八年三月三十一日となっています。



伊佐 強 議員

冠水対策について

①沖縄気象台によると、七月二十日二十一時、沖縄市胡屋観測所で一時間当たり六十四ミリ、九月二日十五時、同じく一時間当たり六十七・五ミリの降雨量を計測した。この両日には久保田地域も冠水に見舞われたが、行政としてはどのような対策を考えているか。

②北中城村では、冠水地域の公共下水道浸水対策策定業務の報告書（平成二十七年二月）を作成しているが、本市では冠水地域のこのような報告書を作成する予定はあるか。

③北中城村長が冠水の件で本市に訪れたとのことだが、その内容を伺う。

④冠水の原因は、セントラルボウリング場付近から排水路の幅が狭くなっているのに、北中城村島袋にある、ゆづな公園及びロカイ公園方面、久保田地域の山里高層団地方面から計三本の排水路が合流し、セントラルボウリング場側を通り、ライカム交差点の排水路から白比川に雨水が流れ込むと伺っている。山里高層団地方面からの排水については、国道に沿って直に白比川に流すよう改良工事を求めたいが、ほかに冠水対策はあるか。

○建設部長

①久保田地域の浸水対策については、島袋小学校グラウンド地下への雨水調整池の設置や、地域内の雨水排水路の整備等に取り組み、平成十九年度までに完了しています。七月二十日と九月二日の大雨の後、現地調査において久保田地域で道路冠水と見られる状況を確認していますが、下流側の北中城村を流れる排水路の流れが滞ったことで、上流側に位置する久保田地域の排水路に影響があったのではないかと推測しています。今後、北中城村側と連携を図りながら、地域の浸水被害を軽減するよう努めていきます。

②久保田地域の浸水対策については、平成十五年度の基本設計報告書、平成

十七年度に実施設計報告書を作成しています。報告書に基づき、平成十八年度より浸水被害の軽減に向けた整備に着手し、平成十九年度には整備を完了しています。

③平成二十七年九月七日、北中城村より島袋地域で発生している浸水被害の軽減について協力要請を受けています。その際、浸水対策事業に関する技術提案等について、御協力をさせていただき旨お伝えしています。

④過年度に実施した久保田地域の設計業務等においては、幾つかの浸水対策案を検討しています。御提案の白比川への排水計画案については、キャンブ瑞慶覧ロウワープラザ住宅地区の返還が前提となっており、早急な浸水対策の必要性から、島袋小学校グラウンド地下への雨水調整池の設置や、地域内の雨水排水路の整備等を行い、平成十九年度で完了しています。



喜友名 朝彦 議員

くわんせつしんこんごん

沖縄こどもの国はさまざまな人々の学習の場であり、また、心の癒しの場でもあると思う。沖縄市だけではなく、沖縄県の財産であると本員は思う。こどもの国を他市町村の皆様と一緒につくり育てていくことが求められるのではないかと思いますが、市長はどのようなお考えか。こどもの国をもっと充実したものにしていくためにも沖縄市からの支出金、県から

の補助金だけでなく市長から各市町村の皆様にお金の面でも負担していただくようなお願いができないか。

○市長

沖縄こどもの国は子供たちの夢と希望を育み、人をつくり環境をつくり、沖縄の未来をつくる人材の育成を目的に公益的な児童、青少年の健全育成拠点として多くの市民、県民に親しまれている施設です。沖縄こどもの国は沖縄県の宝であり、今後も魅力ある施設として持続的に発展していくためにも、まずは沖縄県に補助金から負担金へ科目変更してもらいうよう、継続して訴えていきたいと思っておりますが、同時に他市町村に対しても、こどもの国の存在価値、存在意義を御理解いただき、公益財団法人沖縄こどもの国と連携をしながら、運営負担金というものを他市町村にも御理解いただくよう、努力していきたいと思っております。



池原 秀明 議員

マイナンバー制度について

①本制度はどついうものか。
②住民ネットとの違いは。
③マイナンバーで管理される個人情報はどこまでか。
④実際にはどのように使われるのか。
⑤マイナンバー制度の本当の狙いは何か。
⑥外国にもこつしたマイナンバー制度はあるか。導入目的、活用範囲、あるいは

は官民利用、プライバシー等の考え方に違いはないか。

⑦情報流出の懸念はないか。

⑧マイナンバーが悪用される危険性はないか。

⑨国家に全て監視、管理されるのではないか。

⑩導入以前に莫大な経費や事務負担がかかるのではないか。

⑪本市で共通番号にひもつけする情報は何かあるか。限定使用が担保されるか。

⑫市や個人情報を管理している諸機関から情報流出させない対策はあるか。

⑬市や個人情報を管理している事業者の個人情報管理が適切かどうか検証する方法、対策などはあるか。

⑭個人事業者も、源泉徴収する場合はマイナンバーに従業員から求められるか、カード番号の管理体制はとれるのか。

⑮住所変更の際、何日ぐらいで届くか。

⑯通知カードは受け取り拒否も可能か。可能な場合デメリットはあるか。

⑰個人番号カードのメリット・デメリットは。

⑱個人番号カードのメリット・デメリットは。

⑲個人番号カードのメリット・デメリットは。

⑳個人番号カードのメリット・デメリットは。

㉑個人番号カードのメリット・デメリットは。

㉒個人番号カードのメリット・デメリットは。

㉓個人番号カードのメリット・デメリットは。

㉔個人番号カードのメリット・デメリットは。

○企画部長

①・⑤社会保障・税番号制度は、住民票を有する全ての方に対し、一人一番号が指定され、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤です。

②住民基本台帳ネットワークの情報は

住所、氏名、生年月日、性別に限られ、閲覧も役所内に限られています。また、利用用途も身分証明と行政手続の一部のみに限られています。これに対しマイナンバーの情報は税や社会保障、災害対策等、幅広く、さまざまな手続ができるようになる予定です。

③マイナンバーを利用する情報については、税関係情報を初め、年金情報、介護保険給付情報、医療保険給付情報など、番号法第九条で規定される事務に係るものとなっています。

④国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障・税・災害対策の分野で利用されることとなり、年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護、児童手当、その他福祉の給付などの手続の際に、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

⑥アメリカでは社会保障番号制度として運用されており、番号については地域や発行グループ等で構成する九桁の数字となっています。付番対象は国民や労働許可を持つ在留外国人となっています。社会保障番号証を交付し、年金や医療、その他社会扶助、行政サービス全般の本人確認などで利用されています。また、民間利用での制限はありません。

次に、韓国では住民登録制度として運用されており、番号については生年月日や性別、申告地番号等で構成する十三桁の数字となっています。付番対象は韓国に居住する十七歳以上の国民となっています。住民登録番号証が交付されており、年金、医療、税務などで利用されています。また、民間利用での制限はございません。

せん。

⑦番号法で規定する事務手続においては、顔写真つき証明などで本人確認を行うことから、マイナンバーが漏れましてもプライバシー全てが明らかになるものではありません。万が一、通知カードや個人番号カードの盗難、紛失等があった際は、本人の申請により番号を変更することができません。

⑧マイナンバーを提示して社会保障や税などの手続を行う際は、個人番号カードや運転免許証など、顔写真つきの身分証明証等により本人確認を厳格に行うこととなり、マイナンバーだけで手続を行うことはできないとされています。

⑨情報管理については、個人情報を一元管理とせずに、各機関において分散管理されるとともに、システムを介しての情報をやり取りする際は、システムにアクセスできる者を制限し、個人番号を直接用いず符号を用いた連携を行っていきます。

⑩制度導入に伴い、業務システム改修や通知カード、個人番号カードの発行などに関する費用は確かに発生します。また、本市における事務作業につきましては、既存業務システムの改修を初め、個人番号カードの発行業務、市民への制度周知、番号法に関する条例等の整備などで費用がかかります。

⑪マイナンバーを利用する情報につきましては、税関係情報を初め年金情報、介護保険給付情報、医療保険給付情報など番号法第九条で規定される事務に係るものとなっております。マイナンバー制度においては、法令の中で定められた事務

手続を除き、マイナンバーをつけた情報のやりとりを行わないものとされています。

○総務部長

⑫番号法では個人番号の有する危険性に鑑み、さまざまな保護措置を講じ現行の個人情報保護法令により、一層高い保護措置を規定しております。これに基づき本市条例においても特定個人情報の利用、提供、管理制限などの規定を追加改正したところとあります。漏えい防止など個人情報の適正な管理を行うには、個人情報保護制度や番号制度の職員の理解が不可欠であり、当該制度の研修を通じ職員の理解を深め、さらなる個人情報の適正化に努めていきたいと考えています。

⑬番号制度に伴い新設された仕組みとして特定個人情報保護評価があります。同評価は、実施機関が特定個人情報ファイルの保有に当たって番号法に基づき特定個人情報ファイルの特性に応じた適切な保護措置を講じているかを確認する評価の方法です。番号制度に伴い新設された制度で、問題が発生してから対応を行うのではなく、特定個人情報ファイルを保有する前の段階で適切な保護措置を検討し、公表することにより、その安全性を宣言する制度となっています。

なお、民間事業者であっても情報提供ネットワークシステムを使用するものは同評価の対象となっています。また、個人番号などの適正な取り扱いを確保するための機関として、国による第三者委員会として特定個人情報保護委員会が新設されています。

○企画部長

⑭行政のみならず、民間事業者においても源泉徴収票作成などの手続において、マイナンバーを取り扱うこととなります。国において事業者向けの特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインが示されており、マイナンバーを含んだ個人情報を適正に取り扱うため、事務取扱者を明確にし、施錠つき文書保管棚の用意、使用する情報端末のウイルス対策の強化、パスワードの設定、事務取扱者以外が情報にアクセスできないようにするなど、安全管理措置を講ずる必要があります。

○市民部長

⑮住所を変更するたびに市民課で個人番号カード通知カードに新住所を記載させる必要がありますが、即日対応が可能です。

⑯通知カードの受け取りを拒否することは可能ですが、受け取り拒否をした方は自身のマイナンバーを把握するためには、マイナンバーの記載された住民票の交付手数料を支払い、取得しなければなりません。その際、手続にかかる時間と手数料がデメリットとして挙げられます。

⑰個人番号カード所持のメリットとしましては、身分証明書としての利用のほか利用者の利便性の向上が挙げられます。平成二十九年一月から国の行政機関などで、平成二十九年七月からは地方公共団体で情報連携が始まり、社会保障や税に係る手続で住民票の写しなどの添付が不要になるなど、順次開始されて

いきます。手続の例としましては、確定申告などの税の手続、児童手当や年金関係などの社会保障の手続、災害対策の手続、高額療養費の払い戻し申請時に所得証明書の添付が不要になることなどがあります。また、課題としましては、個人番号カード取得時に御本人が設定したパスワードを忘れてしまうことが考えられますが、パスワードは変更、再設定も可能です。



小渡 良太郎 議員

経済行政について

①先日、新聞報道にクルーズ船についての記事が大きく載っていた。現在、沖縄において、クルーズ船は需要よりも供給のほうが多く、岸壁がないことから、受け入れを断っているという話も聞く。以前、中城湾港新港地区の西埠頭にもクルーズ船が着いていたような記憶があるが、那覇市で受け入れができないのであれば、ぜひ中部圏域で、沖縄市が中心となって受け入れを推進していくべきだと考えるが、当局の見解を伺う。

②企業誘致について、一年前の九月定例会の一般質問でも取り上げたが、その後どのような形で取り組んできたか、実績と取り組み、現状を伺う。

③九月の新聞報道で、コストコというスーパーの沖縄進出の記事が出ていた。コストコは、アメリカの大手小売企業

で会員制の小売スーパーである。記事の中で中南部エリアに進出を予定し、県民だけでなく米軍関係者もターゲットにしたいと書かれていた。同時に、進出予定地としては豊見城市や与那原町、西原町のマリントウン地区が候補地であると出ていたが、本市にも問い合わせがなかったか。

○経済文化部長

①今年の三月に沖縄市、うるま市、北中城村及び国や県等の関係機関が参加して、中城湾港の振興を考える会を開催し、意見交換などを行っています。現在は同会の組織化に向けて調整を進めているところです。また、クルーズ船を含めた大型船を中城湾港新港地区へ受け入れるためには、港湾機能の拡充を図る必要があることから、国や沖縄県に対して航路のしゅんせつや港湾計画の見直しなどの要請を行っているところです。今後の方針として、クルーズ船による観光誘客は一度に大勢の観光客を誘客できることから、非常に効果的な観光戦略であり、本市としても関係機関と連携を図り、国や県に港湾機能の拡充を要請するとともに、観光客の受け入れ体制及び有効な観光メニューの構築に努め、クルーズ船の誘致に向けて取り組んでいきたいと考えています。

②企業誘致の現在の状況につきまして、情報通信関連産業などを中心とした誘致に取り組む、平成二十七年四月時点で二十七社、八百五十五人の市民雇用となっています。今後の企業誘致の方針については、情報通信関連産業の誘致のほ

か、さらなるスポーツ合宿や大会の誘致、それから多目的アリーナや沖縄こどもの国などの整備が計画されることを踏まえ、現在、ホテルの誘致についても情報収集を進めており、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

③コストコの件については、本市にも今年の七月に問い合わせ、照会が来ています。その中で敷地面積が五千坪以上、半徑十キロメートル以内で人口が百万人以上の条件があります。敷地の部分に関しては現在、担当課のほうでも調査しながらコストコの担当者との情報交換している状況です。



浜比嘉 勇 議員

建設行政について

沖縄に米軍基地ができて、将校クラス

の入る建物がないということで、マニング社が沖縄本島各地域において将校クラスの入る建物をつくった。北中城村、本市比屋根、与儀、高原地区に点在しているが、汚水管の老朽化により雨が降るたびにあふれ出し、汚水が流れ出すという苦情が続いている。沖縄が復帰してから四十数年になるが、解決への努力を全く当局はしてこなかったため、今も続いている。一番古い建物はもう六十五年になり、汚水管の中に木の根っこが入り込み、雨が降ったら破裂して周囲は本気に厳しい状況になる。市長の政治判断で年次の計画的に解決しようという決意をしてい

ただけないか。

○市民部長

比屋根、高原地区において戦後の米軍統治下時代に布設された汚水管、通称マニング管についてですが、同汚水管は老朽化に伴う破損や詰まりなどのため、住宅や道路等への汚水流出がしばしば発生しており、周辺環境の保全の観点から緊急的な補修等の対応を行っています。マニング管の問題については、全世帯が公共下水道へ接続し、マニング管の利用を廃止することが解決の手法であると考えており、現在、関係各課と連絡調整会議等を開催しながら検討を行っています。また、県ともアワセハウジング地域における汚水処理対応について協議を行っており、今年七月には県及び上流側の北中城村上下水道課職員で調整会議を開催しました。今後も関係機関で連携しながら解決に向けて検討していきます。

○市長

マニング社の案件につきましては、相当長い時間がかかっていることは承知しています。下水道管の位置と住宅地の関係性を把握し、接続費の補助金での対応や市によるポンプ設備設置ができるのかしっかりと調査しながら前に進める努力はこれまで以上にやっつけていかなければならないという決意を持っています。

9月定例会で可決された意見書及び決議

米軍ヘリ墜落事故に対する意見書

平成27年8月12日午後1時46分、米陸軍所属のMH-60型ヘリコプターが浮原島の東方約8マイル(13km)の海上において、米海軍輸送艦への着艦に失敗し、機体破損、2名の自衛隊員を含む7名が負傷する事故を起こした。

今回の事故については、そもそも訓練自体米軍からの事前通告や水域使用の演習通報等がなされておらず、そのため事故についての沖縄防衛局による県や関係自治体及び関係漁協に対する通報が遅れ、事故現場や乗組員、負傷者等の情報が錯綜し、いたずらに混乱を招く結果となった。

沖縄本島地方における訓練については、訓練海域や空域等が定められており、また事前に通告をする、演習通報を行う等の取り決めがなされているにもかかわらず、今回の訓練についてはそれがまったく守られていないことは遺憾である。

訓練と円滑な漁業操業等を両立させるために必要な通報等が行われないことは、種々の協定や取り決め違反だけでなく、さらなる事故等につながる懸念があり、市民の安心安全を脅かすものとして、決して看過することはできない。

よって、沖縄市議会は市民の権利と生命、財産を守る立場から、今回の事故と、連絡体制の不備等に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を要求する。

記

1. 事故原因を究明し、再発防止策を徹底すること
 2. 事前通告や通報等日米間で取り決められたルールを再確認し、順守を徹底すること
 3. 米軍にかかわる事故等の情報が迅速かつ適切に公表されるよう、通報体制の確立と透明化を図ること
 4. 日米地位協定を抜本的に改定すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月2日
沖縄市議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長

米軍ヘリ墜落事故に対する抗議決議

平成27年8月12日午後1時46分、米陸軍所属のMH-60型ヘリコプターが浮原島の東方約8マイル(13km)の海上において、米海軍輸送艦への着艦に失敗し、機体破損、2名の自衛隊員を含む7名が負傷する事故を起こした。

今回の事故については、そもそも訓練自体米軍からの事前通告や水域使用の演習通報等がなされておらず、そのため事故についての沖縄防衛局による県や関係自治体及び関係漁協に対する通報が遅れ、事故現場や乗組員、負傷者等の情報が錯綜し、いたずらに混乱を招く結果となった。

沖縄本島地方における訓練については、訓練海域や空域等が定められており、また事前に通告をする、演習通報を行う等の取り決めがなされているにもかかわらず、今回の訓練についてはそれがまったく守られていないことは遺憾である。

訓練と円滑な漁業操業等を両立させるために必要な通報等が行われないことは、種々の協定や取り決め違反だけでなく、さらなる事故等につながる懸念があり、市民の安心安全を脅かすものとして、決して看過することはできない。

よって、沖縄市議会は市民の権利と生命、財産を守る立場から、今回の事故と、連絡体制の不備等に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を要求する。

記

1. 事故原因を究明し、再発防止策を徹底すること
 2. 事前通告や通報等日米間で取り決められたルールを再確認し、順守を徹底すること
 3. 米軍にかかわる事故等の情報が迅速かつ適切に公表されるよう、通報体制の確立と透明化を図ること
 4. 日米地位協定を抜本的に改定すること
- 以上、決議する。

平成27年10月2日
沖縄市議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米総領事 在沖米陸軍第10地域支援軍司令官

北朝鮮による日本人拉致問題等の早期解決を求める意見書

平成14年に行われた日朝首脳会談で北朝鮮は日本人拉致を認め、我が国の拉致被害者5人とその家族の帰国が実現した。しかし、その後13年の歳月が経過したが、5人の帰国以外には問題解決が図られていない状況にある。

政府によって拉致被害者として認定された被害者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々が存在しており、沖縄県においても25人の氏名等が沖縄県警によって公表されている。

拉致問題は許しがたい重大な主権の侵害であり、人権侵害である。また、拉致被害者の帰国を待ち望んでいる拉致被害者家族の高齢化も進む中、昨年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮は拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束、さらに7月の同協議(北京)で特別調査委員会を立ち上げるなど問題解決に期待を抱かせたものの、その後、具体的な進展のめどは立っておらず一刻も早い問題解決が求められている。

よって、北朝鮮による日本人拉致問題等の早期解決を図るためにも下記事項の実現を要請する。

記

1. 北朝鮮に拉致された多くの被害者を一刻も早く救出すること。
 2. 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない失踪者の真相を解明すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月2日
沖縄市議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 拉致問題担当大臣

沖縄市議会だより

議案番号	件名	議決結果	会派躍進					護憲フォーラム					市民クラブ・新風会					公明党			一志会		日本共産党			和の会					
			小浜	糸数	島田	普久原	新屋	金城	喜友名	浜比嘉	新垣	伊佐	桑江	諸見里	高江州	喜納	稲嶺	屋富祖	森山	島袋	与那嶺	藤山	高橋	阿多利	仲宗根	小渡	新里	池原	千葉	前宮	小谷
第96号	沖縄市個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決 26:3	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○
第97号	沖縄市手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決 26:3	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○
第104号	平成27年度沖縄市一般会計補正予算(第2号)	可決 23:3	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	-	○	○	-	×	×	×	○	○	

注1) 第378回定例会において賛否があった意見書・決議・請願について表示しています。注2) 議長は採決に加わりません。
○…賛成 ×…反対 -…不在(退席を含む) 欠…欠席

9月定例会

インターネットネットライブ
放映配信アクセス件数(延べ)

9月10日	1078
9月14日	5022
9月15日	3394
9月25日	4110
9月28日	5418
9月29日	4052
9月30日	4940
10月1日	3035
10月2日	266

傍聴者数

9月10日	0
9月14日	0
9月15日	3
9月25日	3
9月28日	8
9月29日	4
9月30日	6
10月1日	9
10月2日	0

行政視察来市状況

月	日	団体名	人数	調査事項
7	30	山形県新庄市議会	5	こどものまち推進事業について
8	19	埼玉県朝霞市議会	5	スポーツコンベンションについて

議会活動(平成27年6月~9月)

7月28~30日	議会運営委員会行政視察
8月1~2日	豊中まつり2015出席
4~6日	基地に関する調査特別委員会行政視察
7日	第160回沖縄県市議会議長会定期総会出席
8~9日	第46回東海まつり花火大会出席
12~13日	広島東洋カープ夏の応援と関係機関への表敬訪問
19日	嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会(三連協)「米陸軍ヘリコプター墜落事故についての抗議・要請行動」

平成 27 年 9 月第 378 回定例会 審議結果一覧

提出者	番 号	件 名	議決月日	結 果
市長	議案第 94 号	中部広域都市計画事業中の町地区土地区画整理事業施行条例	9月25日	原案可決
”	議案第 95 号	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9月14日	”
”	議案第 96 号	沖縄市個人情報保護条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 97 号	沖縄市手数料徴収条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 98 号	市道路線の変更について	9月15日	”
”	議案第 99 号	沖縄市立島袋小学校校舎改築工事（建築工事）1工区の請負契約について	”	”
”	議案第 100 号	沖縄市立島袋小学校校舎改築工事（建築工事）2工区の請負契約について	”	”
”	議案第 101 号	沖縄市立中の町小学校屋内運動場新增改築工事（建築工事）の請負契約について	”	”
”	議案第 102 号	沖縄市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	”	同 意
”	議案第 103 号	平成 26 年度沖縄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	”	原案可決
”	議案第 104 号	平成 27 年度沖縄市一般会計補正予算（第 2 号）	”	”
”	議案第 105 号	平成 27 年度沖縄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	”	”
”	議案第 106 号	平成 27 年度沖縄市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	”	”
”	議案第 107 号	平成 27 年度沖縄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	”	”
”	議案第 108 号	平成 27 年度沖縄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	”	”
”	議案第 109 号	平成 27 年度沖縄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	”	”
”	報告第 53 号	専決処分の報告について	9月14日	報 告
”	報告第 54 号	専決処分の報告について	”	”
”	報告第 55 号	専決処分の報告について	”	”
”	報告第 56 号	平成 26 年度決算に基づく沖縄市財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について	9月15日	”
教育長	報告第 57 号	平成 27 年度沖縄市教育行政の事務の点検及び評価に関する報告書（平成 26 年度実施事業）について（提出）	”	”
監査委員	報告第 58～63 号	例月出納検査報告書	10月2日	”
議長	報告第 64 号	諸般の報告	”	”
議員	決議第 5 号	米軍ヘリ墜落事故に対する抗議決議	”	原案可決
”	意見書第 11 号	北朝鮮による日本人拉致問題等の早期解決を求める意見書	”	”
”	意見書第 12 号	米軍ヘリ墜落事故に対する意見書	”	”
陳情	陳情第 41 号	沖縄県出身の特定失踪者の救出についての陳情	9月25日	採 択